

繰上償還とは？

以前に借入した市債（借入金）を予定の償還期日より、早く返済することを意味します。特に、高い利率のものを返済することで、支払利息の軽減が図られますが、現行の制度では、その対象となるのは原則として銀行等から借入れたものに限られています。

なぜ繰上償還をするの？

これまでの制度では、公的資金の繰上償還を行うためには、未償還利子残額とほぼ同額を補償金として支払う必要があり、繰上償還を行ったとしても総支払い額に大差がなくメリットが少ないため、本市では繰上償還を行っていませんでした。

これが、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、公債費負担の軽減対策として、徹底した総人件費の削減等を内容とする「財政健全化計画」を策定し、行政改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間に限り全国で5兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還が認められることとなりました。本市でも財政健全化の一環として繰上償還を希望し、承認を受けました。

普通会計等の公的資金繰上償還

今回新しくできた制度のもとで行う繰上償還には諸々の条件があり、すべてのものが対象となるわけではありません。その条件のひとつに利率が5%以上というのがあります。下表は、公的資金の区分毎に今回どれくらい繰上償還を行うのか、そして補償金の免除額がどれくらいあるのかということをお知らせするものです。

このような、繰上償還を実施する市債は、昭和54年度から平成3年度までに借り入れた資金で、主に小中学校、港湾、漁港および水道施設の整備を行ったものです。

区 分		年利 5%以上 6%未満	年利 6%以上 7%未満	年利 7%以上	合 計
旧資金運用部 資金	繰上償還額	3,308 万円	9,906 万円	3,101 万円	1 億 6,315 万円
	補償金免除額	140 万円	853 万円	542 万円	1,535 万円
旧簡易生命 保険資金	繰上償還額	1,690 万円	4,511 万円	1,336 万円	7,537 万円

用語解説

※1 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどを含みます。また一部は、市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスも含まれます。

※2 公債費

市が借り入れた地方債の元利償還金および資金繰りのために一時的に借入した資金の利子との合算額のことです。

※3 公的資金

市が発行する地方債の引受先の資金区分の一つで、財政融資資金（旧資金運用部資金）・郵便貯金資金および簡易生命保険資金（旧簡易生命保険資金）・公営企業金融公庫資金を総称して公的資金といえます。なお、平成19年10月の日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金資金および簡易生命保険資金（郵政公社資金）は廃止されています。

※4 物件費

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用の総称で、賃金・旅費・消耗品費・燃料費・食料費・印刷製本費・光熱水費・修繕料・通信運搬費・手数料・委託料・使用料および賃借料などが含まれます。

特別会計・企業会計の繰上償還

公営企業等も繰上償還を実施するためには、諸々の条件がありすべての会計が対象となるわけではありませんが、普通会計同様「経営健全化計画」を策定し、経営改革を行うことにより、公的資金の補償金免除繰上償還が認められます。本市では、今回の国の制度に該当し、繰上償還が可能な市債については、すべて希望を出し承認を受けました。下表は、会計ごとの繰上償還額等を示したものです。

なお、詳細は、松浦市の公式ホームページでも公表しています。

水道会計

区 分		年利 5%以上 6%未満	年利 6%以上 7%未満	年利 7%以上	合 計
旧資金運用部 資金	繰上償還額		8,817 万円	3,508 万円	1 億 2,325 万円
	補償金免除額		1,575 万円	695 万円	2,270 万円
公営企業 金融公庫資金	繰上償還額		2,694 万円	112 万円	2,806 万円

簡易水道会計

区 分		年利 5%以上 6%未満	年利 6%以上 7%未満	年利 7%以上	合 計
旧資金運用部 資金	繰上償還額	5,305 万円	5,022 万円	8,254 万円	1 億 8,581 万円
	補償金免除額	870 万円	1,317 万円	1,697 万円	3,884 万円

病院会計

区 分		年利 5%以上 6%未満	年利 6%以上 7%未満	年利 7%以上	合 計
旧資金運用部 資金	繰上償還額			3,456 万円	3,456 万円
	補償金免除額			273 万円	273 万円

財政の内容は、複雑で理解するのが大変なところもあるので、今後は市報で市民の皆さんにできるだけ分かりやすく説明し、皆さんの財政に関する質問にも答えていきます。

分からないことがあったら、気軽に財政課に尋ねてください。

●問合せ先 財政課